

第4章 職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示

令和4年において、行政執行法人の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、2件である。

1 改正概要

(1) 独立行政法人国立印刷局

令和4年4月1日の組織改編で、「情報総括官」を廃止するなど、職が改廃され、組織改編を踏まえて労組法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、4月6日の第766回審査委員会で決定し、4月21日、告示した。

(2) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

令和4年4月1日の組織改編で、農林水産消費安全技術センター地域センターの「主任精度管理官」を廃止するなど、職が改廃され、組織改編を踏まえて労組法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、4月6日の第766回審査委員会で決定し、4月21日、告示した。

2 告示

○ 中央労働委員会告示第1号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次の表のように改正する。

令和4年4月21日

中央労働委員会会長 岩村 正彦
(傍線部分は改正部分)

		改正後		改正前	
(略)	独立行政法人 農林水産消費安全技術センター	独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 農林水産消費安全技術センター地	独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 農林水産消費安全技術センター地	独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 農林水産消費安全技術センター地	独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 農林水産消費安全技術センター地
			所長、次長、課長、上席参事官、課長補佐(人事、労務又は総務担当の者に限る。)	所長、次長、課長、主任補佐(人事、労務又は総務担当の者に限る。)	所長、次長、課長、主任補佐(人事、労務又は総務担当の者に限る。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	独立行政法人 国立印刷局	独立行政法人 国立印刷局	独立行政法人 国立印刷局	独立行政法人 国立印刷局	独立行政法人 国立印刷局
	室長、部長、次長、参事、首席監察官、課長、監察官、経営企画官、総務企画官、法務総括官、リスク総括官、広報官、人事給与総括官、労働厚生総括官、事務総括官、情報企画官、環境安全総括官、博物館長、施設企画官、財務総括官、契約総括官、グループリーダー、センター長、副センター長、副監察官、統括専門官、主任専門官、みつまた調達所長、監察、秘書、人事又は労務担当の専門官、秘書、人事又は労務担当の係長、労働関係事務担当の調査主事(企画に関する事務を行う者に限る。)	室長、部長、次長、参事、首席監察官、課長、監察官、経営企画官、総務企画官、法務総括官、リスク総括官、広報官、人事給与総括官、労働厚生総括官、事務総括官、情報企画官、環境安全総括官、博物館長、施設企画官、財務総括官、契約総括官、グループリーダー、センター長、副センター長、副監察官、統括専門官、主任専門官、みつまた調達所長、監察、秘書、人事又は労務担当の専門官、秘書、人事又は労務担当の係長、労働関係事務担当の調査主事(企画に関する事務を行う者に限る。)	室長、部長、次長、参事、首席監察官、課長、監察官、経営企画官、総務企画官、法務総括官、リスク総括官、広報官、人事給与総括官、労働厚生総括官、事務総括官、情報企画官、情報総括官、環境安全総括官、博物館長、施設企画官、財務総括官、契約総括官、グループリーダー、センター長、副センター長、副監察官、統括専門官、主任専門官、みつまた調達所長、監察、秘書、人事又は労務担当の専門官、秘書、人事又は労務担当の係長、労働関係事務担当の調査主事(企画に関する事務を行う者に限る。)	室長、部長、次長、参事、首席監察官、課長、監察官、経営企画官、総務企画官、法務総括官、リスク総括官、広報官、人事給与総括官、労働厚生総括官、事務総括官、情報企画官、情報総括官、環境安全総括官、博物館長、施設企画官、財務総括官、契約総括官、グループリーダー、センター長、副センター長、副監察官、統括専門官、主任専門官、みつまた調達所長、監察、秘書、人事又は労務担当の専門官、秘書、人事又は労務担当の係長、労働関係事務担当の調査主事(企画に関する事務を行う者に限る。)	室長、部長、次長、参事、首席監察官、課長、監察官、経営企画官、総務企画官、法務総括官、リスク総括官、広報官、人事給与総括官、労働厚生総括官、事務総括官、情報企画官、情報総括官、環境安全総括官、博物館長、施設企画官、財務総括官、契約総括官、グループリーダー、センター長、副センター長、副監察官、統括専門官、主任専門官、みつまた調達所長、監察、秘書、人事又は労務担当の専門官、秘書、人事又は労務担当の係長、労働関係事務担当の調査主事(企画に関する事務を行う者に限る。)